大阪急性期・総合医療センターにおける競争的研究費等 の使用に関する行動規範について

平成30年2月1日策定 令和3年11月24日改正 令和5年2月6日改正

「大阪急性期・総合医療センターにおける競争的研究費等の取扱いに関する規程」第4条第2項に掲げる競争的研究費等の使用に関する行動規範については、以下のとおりとする。

大阪急性期・総合医療センター(以下「当センター」という。)の医師、研究員、事務職員及びその他の当センターの競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者(以下「研究者等」という。)は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者等は、競争的研究費等が当センターの管理する資金であり、また、競争的研究費等の原資の大部分が国民の税金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、競争的研究費等の使用に当たり、関係する法令・通知、大阪府立病院機構及び 当センターが定める規程等並びに事務処理手続き等を遵守しなければならない。 また、競争 的研究費等の配分機関の交付決定の内容及びこれに付した条件等を遵守しなければならない。 い。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、競争的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員等は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、競争的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において疑惑や不信を招く ことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、競争的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の 知識修得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。